

# 女性の元気応援プラン

公 明 党

女 性 委 員 会

平成26年5月14日

---

---

# 女性の元気応援プラン

---

---

第二次自公政権は「女性が輝く社会をつくる」として、女性の活躍を成長戦略の中心的な柱の一つとして位置づけています。

しかし、残念ながら、女性の活躍を阻む偏見や差別意識はいまだに根強く、国別の政治や経済などの領域における男女間のギャップを示した指標である、世界経済フォーラムによる「ジェンダー・ギャップ指数」でも、日本は世界136カ国中105位（2013年現在）にとどまっているのが現状です。

公明党は、2008年4月、党女性委員会において、女性の一生を支援する「女性サポート・プラン」を策定し、国・地方で女性の視点を生かした政策立案・実現に全力で取り組んで参りました。

社会の課題が多様化、複雑化する中、あらゆる分野に女性の力を生かしていくことは国民生活全体の質の向上につながり、日本再建を大きく前へ進めることとなります。女性の力を生かせるかどうか、我が国の未来を大きく左右するといっても過言ではありません。

そこで、この度、公明党女性委員会として、5年ぶりにサポート・プランを改定し、より一層女性の活躍を推進するため「女性の元気応援プラン」を策定しました。

女性の元気応援プラン策定にあたっては、公明党女性議員906名全員が、2014年2月から4月までの約3ヶ月間にわたり、有識者や関係諸団体等へのヒアリングや地域の先進事例の視察等を精力的に行い、女性の活躍を推進するために必要な施策や女性の視点を生かした新たな政策立案等について、きめ細やかに聞き取り調査を行いました（調査概要は別添参照）。

以下、公明党女性委員会としまして、「女性の元気応援プラン」を提示するとともに、その早期実現を強く要請致します。

## 調 査 概 要

○実施方法 全女性議員が次の4分野①女性が活躍できる環境整備全般分野②ICT・科学技術分野③農業・水産業分野④環境・エネルギー分野に関係する諸団体・有識者等から下記調査項目に従ってヒアリング調査を実施。

○調査項目 女性登用の状況・女性の活躍の必要性や課題等について意見聴取。

○調査人数 公明党女性議員 906名 (国会6名、地方900名)

調査参加議員のべ人数 2003名

○ヒアリング期間 2014年2月から4月 目途の約3ヶ月間

○ヒアリング調査数 303 (団体および有識者等)

うち ①女性の活躍全般分野 146

例) NPO法人 あいあい (三重県)

社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会 (大阪府) 等

②ICT・科学技術分野 38

例) 国立大学法人 静岡大学 (静岡県)

医療法人社団プラタナス 桜新町アーバンクリニック (東京都)

一般社団法人 技術同友会 (東京都) 等

③農業・水産業分野 82

例) 畠山農場「岩手しわ もちもち牛」(岩手県)

魚のまち長崎応援女子会 (長崎県)

J A南国女性部「かざぐるま市」運営協議会 (高知県) 等

④環境・エネルギー分野 37

例) 日本リサイクルネットワーク・えべつ (北海道)

おおき循環センター「くるるん」 (福岡県) 等

を含む

---

## 【プラン1】 あらゆる分野で女性の「現場力」を発揮！

---

- ① 社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位にある女性が占める割合を少なくとも30%に引き上げる」との目標達成を加速化するため、総理を本部長とし、全閣僚で構成する「女性の活躍加速化推進本部」（仮称）を立ち上げ、2020年までに至るまでの加速化プランを策定・公表し、着実に実現すること。その際、女性の登用を妨げている偏見と障壁を取り除くため、国のあらゆる事業において、透明・公正・柔軟な評価や審査の仕組みを取り入れ、女性の参画拡大を強力に進めること。地方自治体においても、国同様、女性の活躍を加速化させるための加速化プランを策定する等の取組を促進すること。
- ②政治における女性の参画を推進するため、一定割合の女性枠を設ける「クォータ制」導入の是非について検討する場を立ち上げ速やかに結論を得ること。
- ③地方自治体の女性登用の促進の取組（例：埼玉ウーマノミクスプロジェクト（ご参考1）、神奈川なでしこブランド（ご参考2）等）を積極的に進めるため、実施状況を把握し、国において好事例を集め、適宜公表すること。
- ④女性技能労働者、女性技術者を雇用・育成するためのプランを新たに策定・推進していくこと。現場で女性技能労働者等が働きやすい環境整備を推進するための支援措置を新設すること。
- ⑤女性研究者が子育て・介護等に際して、研究を継続できるよう、研究支援員配置、育休中の研究活動制限の撤廃、同居支援、テレワークなど在宅勤務の導入等両立支援の基盤を構築するとともに、国の研究システムの在り方（期間の延長や中断後の復帰・継続等）を見直すこと。女性研究者の積極的な登用・意志決定プロセスへの参画拡大を図るため、全ての大学・研究機関（独立行政法人含む）における女性役員の登用状況を公開し、女性役員3割など数値目標の設定を促進すること。また、女性研究者に研究力・マネジメント力発揮の機会を与える競争的資金プログラムを新設し、女性リーダーの育成に努めること。

- ⑥農業・水産業の女性の意見を反映できるよう、農業委員等への女性委員登用を積極的に働きかけること。6次産業化など地域農業の活性化等に取り組む女性や次世代を担う若い女性の育成等に対するきめ細やかな支援（情報提供や相談窓口の一本化、経営支援等）を実施し、農業や水産業を女性にとっても魅力のある職業に変えていく取組を進めること（例：山形ガールズ農場（ご参考3）、魚のまち長崎応援女子会（ご参考4））。
- ⑦「緑の雇用」事業において、女性が新たな担い手として活躍できることを広く広報するとともに働きやすい環境整備（男女別の仮設トイレや休憩場所等）に努めること。
- ⑧女性の感性と視点を生かしながら環境問題に取り組んでいる者等を登録し、民間団体や学校等からの要請に基づき、環境に関する研修会・講演会などに講師として派遣する事業を国において制度化し、環境教育を推進すること（例：山梨県「やまなしエコティーチャー」（ご参考5））。
- ⑨女性の生活者としての視点から生まれた「環境家計簿」（例：大阪府「めっちゃエコやねん」（ご参考6））を作成・普及を推進し、個々人の省エネ対策、リサイクル等を推進する運動を国全体で取り組むこと。
- ⑩家庭の生ゴミを分別・回収し、エネルギー化や堆肥化して有効活用するリサイクルの仕組みを構築する取組に女性の力は不可欠であり、この取組を国としても推進することによって、更に女性の力をエネルギー・環境分野に広く活用すること。（例：福岡県大木町「バイオマスタウン構想」（ご参考7）、新潟県新発田市「新発田市食の循環によるまちづくり条例」（ご参考8））。
- ⑪家庭におけるCO<sub>2</sub>削減を推進するため、自治体が住民とともに、省エネや廃棄物削減などによりCO<sub>2</sub>削減に取り組んだ成果を表彰し、成果に応じて財政的インセンティブが与えられる仕組みを構築すること。
- ⑫防災会議委員の3割以上に女性委員の登用を図ることを推進すること。女性の視点を国の防災基本計画や地域防災計画に着実に反映させる体制を整備するために、全ての地方自治体の取組状況を毎年公表すること。
- ⑬子育てが一段落した主婦や高齢の女性等が自らの様々な経験を生かして実

施する有償ボランティアサービス（例：大阪市北区社会福祉協議会「まちともサービス」（ご参考9））を全国各地で実施できるよう、国において制度化すること。

- ⑭社会保障制度改革や税制の見直しにあたっては、子育てや介護等を評価し、家計に与える影響等を含め、慎重に議論すること。

---

## 【プラン2】子育て・介護と仕事の両立を！

---

- ①子育て・介護と仕事を両立できるよう、育児・介護休業制度を抜本的かつ速やかに見直すこと（就学後の子どもの看護休暇や短時間勤務制度の制限撤廃、介護休業給付の水準の引き上げ、介護休業・介護休暇の日数拡大等）。
- ②政労使会議において、男女賃金の格差の是正を議題とした協議を始め、速やかに結論を得ること。また、全体としての賃金水準の向上に努めること。
- ③女性の活躍を推進するため、長時間労働の是正や正規・非正規の間の格差縮小等、課題の解決に取り組むこと。
- ④育児・介護休業制度や短時間勤務制度、男性の家事や育児参加を積極的に支援する企業への助成や税制優遇措置を大幅に拡充すること。
- ⑤在宅テレワーク（自営型・雇成型）の環境整備を速やかに進めること。在宅テレワークを導入した企業に対する助成の拡充、ハローワークにおける取り扱いの改善（勤務地の制限解消）、インターネットを利用した公的職業訓練の普及、テレワークに関する労働規制の見直し等早急に実現すること。世界最先端IT国家創造宣言において、障害者やひとり親家庭、地方在住者の雇用の受け皿となる自営型在宅型テレワークの評価指標（KPI）を定め、国を挙げて推進すること。安心こども基金の「ひとり親家庭等の在宅就労支援事業」を全都道府県で効果的に実施する体制を整えること。
- ⑥営利・非営利を問わず、女性の起業支援（第二創業を含む）を抜本的に拡充すること。特にNPO等非営利法人で社会的課題解決に取り組むため起業する女性たちが、信用保証制度を含む既存の中小企業支援の対象となるよう、必要な法整備等見直しを速やかに行うこと。また、女性版創業塾を各都道府県に少なくとも1カ所設置し、女性起業家が活躍できる基盤を整備すること。

- ⑦子育て等によって離職した女性の再就職支援の拡充に取り組むこと。いわゆる「ママ・インターン」（子育て後の女性のためのインターンシップ制度）については、応募要件を拡充するとともにインターンシップ受入れ先を中小企業のみならず、NPO法人や社会福祉法人等非営利法人にも拡大すること。
- ⑧奨学金制度や教育訓練給付金等を活用し、女性の学び直しを積極的に支援するとともに、女性の学び直しを含む学び支援に関する情報を国として一元化して発信し、広報すること。
- ⑨待機児童解消加速化プランを着実に実施するとともに、子ども子育て支援新制度における量の拡大と質の向上を同時に実現するため、約1.1兆円の財源を確実に確保すること。
- ⑩「学童保育待機児童解消加速化プラン（仮称）」を策定し、全ての自治体において、学童保育における待機児童問題を解消するとともに全ての子どもたちが放課後安心・安全な居場所を確保するために、放課後子供教室を全ての小学校で実施できるよう予算を確保すること。その際、学校施設の余裕教室が積極的に活用されるよう、管理上の責任体制等の明確化に努めること。また、障がい等により医療的ケア等特別な配慮が必要な児童も、地域の放課後児童クラブに安心して入れるよう、指導員の質の向上を図るとともに、指導員の補助単価の拡充・増員等を図ること。更に発達障がいのある子どもに対しては療育体制を整えること。
- ⑪小規模保育等「地域型保育」について災害共済給付制度の対象とすること。また、保育の現場における死亡事故等重大事故については、施設事業者の報告のみならず、検証も義務化し、全国的に事故情報を共有できる「保育事故データベース」を構築し、子どもの安全を確保すること。
- ⑫家庭において保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった場合に子どもを一時的に預けることができる「子育て短期支援事業」をニーズに応じて拡充するとともに、使い勝手の良い制度へと改善すること。また、病児・病後児保育の拡充にも努めること。
- ⑬保育士・幼稚園教諭の処遇改善を図るとともに、働き続けられる環境を整備すること。
- ⑭子ども子育て支援新制度について、健診時にDVD等で情報提供を行う等利用者に対してわかりやすい広報を実施すること。また、低所得者の負担軽減

を図ること。

- ⑮地域の子育て支援拠点事業を拡充するとともに、再就職に向けての機能も持たせる等機能強化を図ること。
- ⑯公立小中学校において学校給食を完全実施すること。栄養教諭等の配置を増やし、地産地消の学校給食や食育、アレルギー対策を推進すること。
- ⑰司書の多くは女性であり、その専門性を読書活動のみならず、学校の学びの学習等にも生かしていくため、学校図書館に専任の学校司書等を配置する取組をより一層強化すること。

---

### 【プラン3】女性の活躍の基盤となる健康を推進！

---

- ①生涯を通じた女性の健康支援を推進すること。そのため、性差医療の研究を進める拠点を創設し、女性の健康に関する相談体制を国・地方において強化するとともに、健康教育の推進体制を整備すること。
- ②女性特有のがんの検診受診率を向上させるため、無料クーポン配布事業とコール・リコール事業を恒久化すること。
- ③乳がん治療に伴う医療用ウィッグや人工乳房等を医療費控除の対象とすること。また、乳がん治療等に伴う高額な医療費負担を軽減するために、高額療養費制度の多数回該当を速やかに見直すこと。
- ④妊婦健診14回を全国で着実に実施するとともに、出産直後の母と子をサポートする産後ケアの法律上の位置づけを明確にし、妊婦検診同様、産後ケアの利用者負担軽減のための補助制度を創設すること。それに伴い、産後ケア従事者を養成するとともに、産後ケアの望ましい水準を示すこと。また、市町村において母子健康センター機能（例：高石市立母子健康センター（ご参考10））を復活させ、母子保健の拠点を整備すること。
- ⑤不妊治療・不育症に対する助成の拡充や生殖医療に関する法整備を進めること。



⑥地域包括ケアシステムの構築にあたり、男女共同参画や女性の視点を反映させ、NPO法人等民間の力を積極的に活用すること。また、地域住民の暮らしや健康、医療、介護等の相談をうける地域の拠点（例：岐阜県看護協会「わたしのまちの保健室」（ご参考11））を地域包括ケアシステムに位置づけ、推進すること。

⑦介護職員の処遇改善、介護人材の早急な育成と共に、看護師一人で訪問看護ステーションを開業できるよう、人員基準の緩和を行うこと。

---

## 【プラン4】女性の安心・安全を確保！

---

①改正ストーカー規制法の早期改正のため、ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会で速やかに検討結果をとりまとめること。また、本年度警察庁が実施している加害者治療の取組を速やかに全国展開できるよう、体制を整えること。

②ストーカーに関連し、いわゆるリベンジポルノに対する相談体制整備や速やかな削除を可能とするための法整備を含めた検討を進めること。児童ポルノ禁止法改正案の早期成立を目指すこと。

③DV・ストーカー被害者の保護並びに自立支援を拡充するとともに、被害者を支援する民間団体へ財政支援を充実すること。

④各都道府県に少なくとも1カ所、性犯罪被害者支援の拠点を整備する等「性暴力被害者支援法」（仮称）を制定すること。

⑤空き家等を活用し、ひとり親家庭や単身高齢者等住宅に困窮している人向けのシェアハウスを促進する仕組みを構築し、住まいの安心・安全を確保すること。

⑥途上国の女性の活躍・社会進出を推進するための女子就学率の改善、職業訓練提供、最低限の医療・栄養・保健・衛生の水準の確保、児童婚の根絶等女性を取り巻く生活環境及び人権状況を改善すること。また、紛争の予防と解決、平和構築に至る全段階で、女性の参画を確保するとともに、紛争下、危険にさらされる女性の権利、身体を守る対策に取り組むこと。（了）